

児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情

平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、児童福祉法 28 条 1 項事件及び 2 項事件^(注1)並びに特別家事審判規則 18 条の 2 による審判前の保全処分事件^(注2)について、事件数の動向及び事件処理の実情を取りまとめたものである。

数値は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間に全国の家庭裁判所で終局した事件についての当局実情調査の結果に基づく概数値であるが、司法統計に基づくもの(資料 1, 資料 8, 資料 12)については、その集計期間は平成 18 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間である。

(注 1) 児童福祉法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 153 号。関係規定につき平成 17 年 4 月 1 日施行)により新設された。

(注 2) 特別家事審判規則の一部を改正する規則(平成 17 年最高裁判所規則第 5 号。平成 17 年 4 月 1 日施行)により新設された。

第1 児童福祉法28条1項事件の動向

都道府県又はその委任を受けた児童相談所長は、施設入所等が親権者等の意思に反するときで、保護者に監護させることが著しくその児童の福祉を害する場合で、かつ、保護者が親権者等であるときには、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる（児童福祉法28条1項1号）。

なお、上記の場合で、保護者が親権者等でないときでもその児童を親権者等に引き渡すのが不適當であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる（同項2号）。

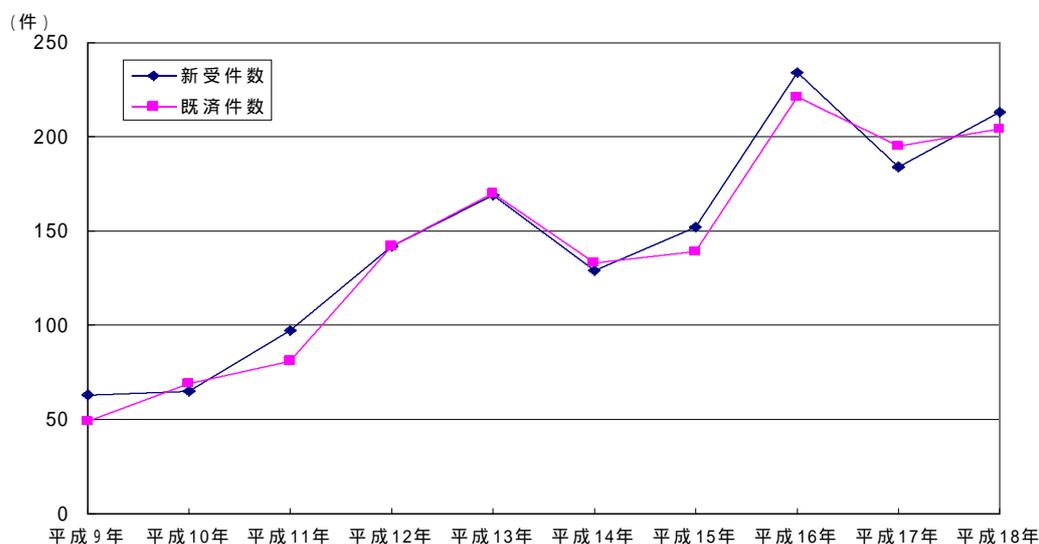
1 事件数の動向（資料1）

司法統計（平成18年1月1日～12月31日）によれば、平成18年の児童福祉法28条1項事件の新受件数は、213件であった。

（資料1）児童福祉法28条1項事件の新受・既済件数推移

	新受件数	総数	既済件数			
			認容	却下	取下げ	その他
平成9年	63	49	36	0	13	0
平成10年	65	69	40	1	26	2
平成11年	97	81	58	0	23	0
平成12年	142	142	101	6	35	0
平成13年	169	170	131	2	36	1
平成14年	129	133	93	6	34	0
平成15年	152	139	106	4	24	5
平成16年	234	221	163	9	44	5
平成17年	184	195	141	6	40	8
平成18年	213	204	169	2	32	1

平成18年は速報値である。



2 事件処理の実情

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法28条1項事件のうち、185件の事案を分析した結果は、次のとおりである。

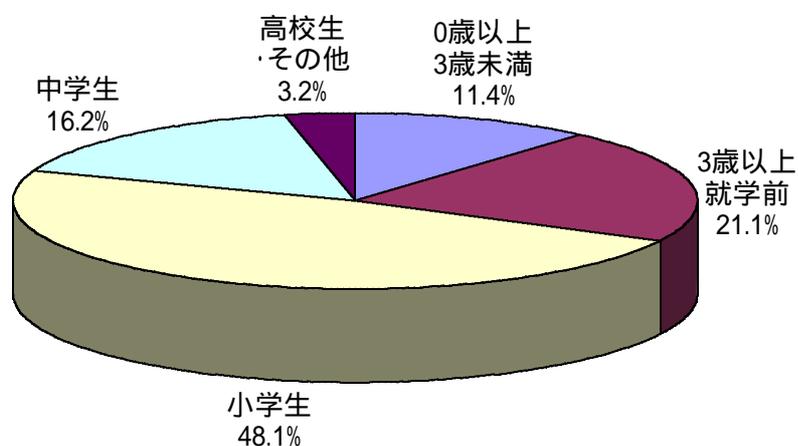
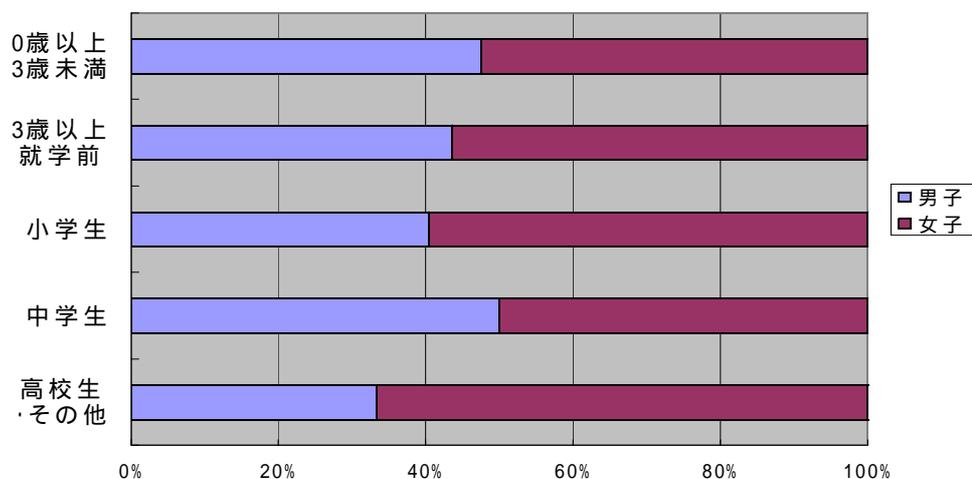
(1) 児童の性別と年齢別件数（資料2）

対象となった児童の男女比は、男子が43.2%、女子が56.8%である。

対象となった児童の年齢は、0歳以上3歳未満が11.4%、3歳以上就学前の児童が21.1%、小学生が48.1%、中学生が16.2%、高校生・その他が3.2%となっている。

（資料2）児童の性別と年齢別件数

年齢	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	比率
男子	10	17	36	15	2	80	43.2%
女子	11	22	53	15	4	105	56.8%
合計	21	39	89	30	6	185	100.0%



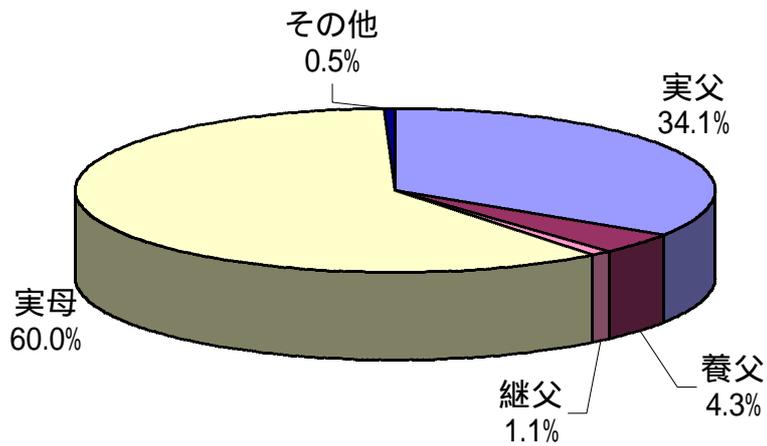
(2) 主たる虐待者別件数（資料3）

主たる虐待者は，実父が34.1%，実母が60.0%となっている。

「主たる虐待者」とは，1つの事件において，対象となった児童を主に虐待した者である。

（資料3）主たる虐待者

主たる虐待者	実父	養父	継父	内夫	実母	養母	継母	内妻	その他	計
件数	63	8	2	0	111	0	0	0	1	185



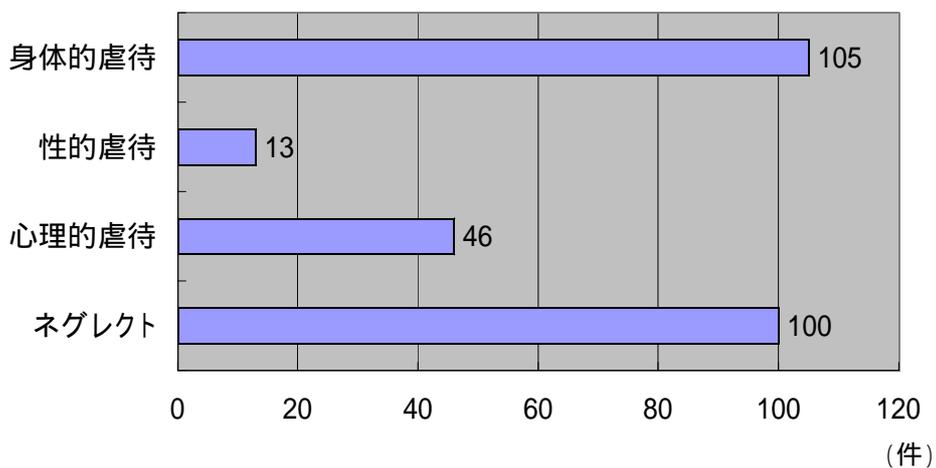
(3) 虐待の態様別件数（資料4）

虐待の態様は、身体的虐待が105件、性的虐待が13件、心理的虐待が46件、ネグレクトが100件となっている。

虐待の態様については重複集計したものである。

（資料4）虐待の態様

虐待の態様	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
件数	105	13	46	100	264

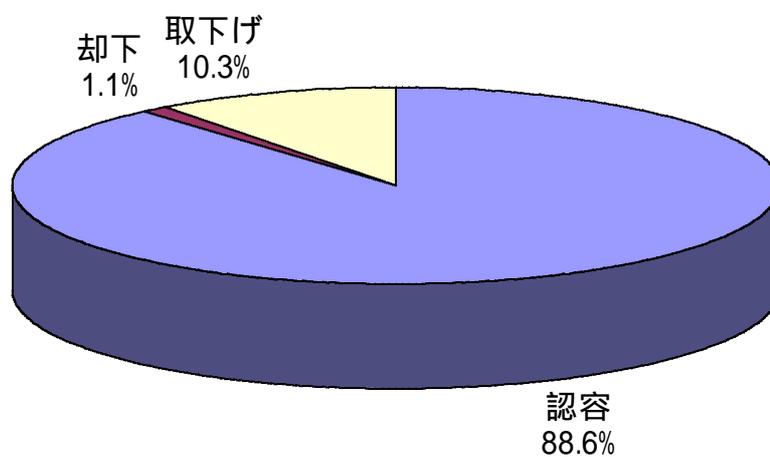


(4) 終局区分別件数 (資料5)

終局区分は、認容が88.6%、却下が1.1%、取下げが10.3%となっている。

(資料5) 終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	164	2	19	185

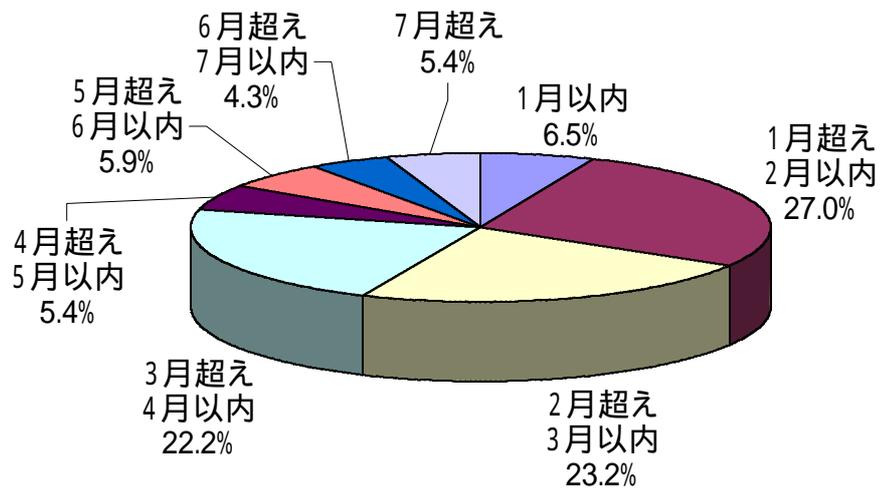


(5) 審理期間別件数 (資料6)

2か月以内に33.5%の事件が、3か月以内に56.8%の事件が終局している。

(資料6) 審理期間別件数

審理期間	1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月超え 6月以内	6月超え 7月以内	7月超え	合計
件数	12	50	43	41	10	11	8	10	185



(6) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（資料7）

家庭裁判所は、児童福祉法28条1項に基づく入所措置又はその更新を承認する審判を行う場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる（児童福祉法28条6項）。

児童福祉法28条1項事件の認容審判164件中、22件についてこの勧告がされている。

（資料7）保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数

	総数	認容審判
		うち保護者に対する措置に関する 都道府県への勧告あり
件数	164	22

第2 児童福祉法28条2項事件の動向

児童福祉法28条1項の承認を得て採られた施設入所等の措置の期間は、2年を超えてはならない。ただし、2年を超えて施設入所等の措置を継続する必要がある場合には、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる（児童福祉法28条2項）。

1 事件数の動向（資料8）

司法統計（平成18年1月1日～12月31日）によれば、平成18年の児童福祉法28条2項事件の新受件数は、142件であった。

（資料8）児童福祉法28条2項事件の新受・既済件数

	新受件数	総数	既済件数			
			認容	却下	取下げ	その他
平成17年	43	0	0	0	0	0
平成18年	142	169	156	0	13	0

平成18年は速報値である。

2 事件処理の実情

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法28条2項事件のうち、72件の事案を分析した結果は、次のとおりである。

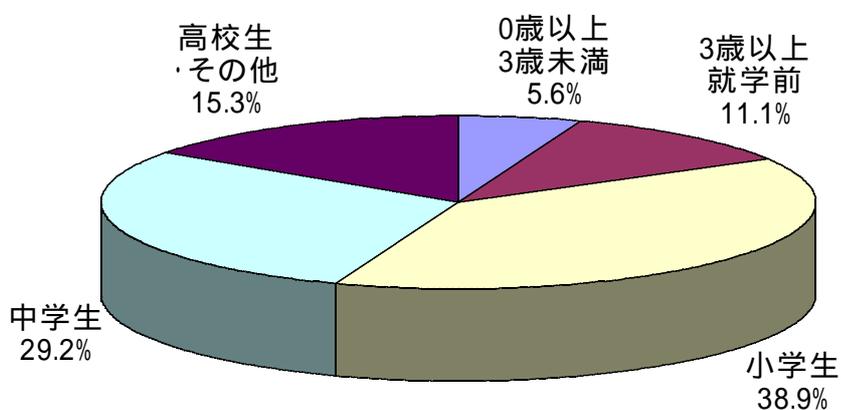
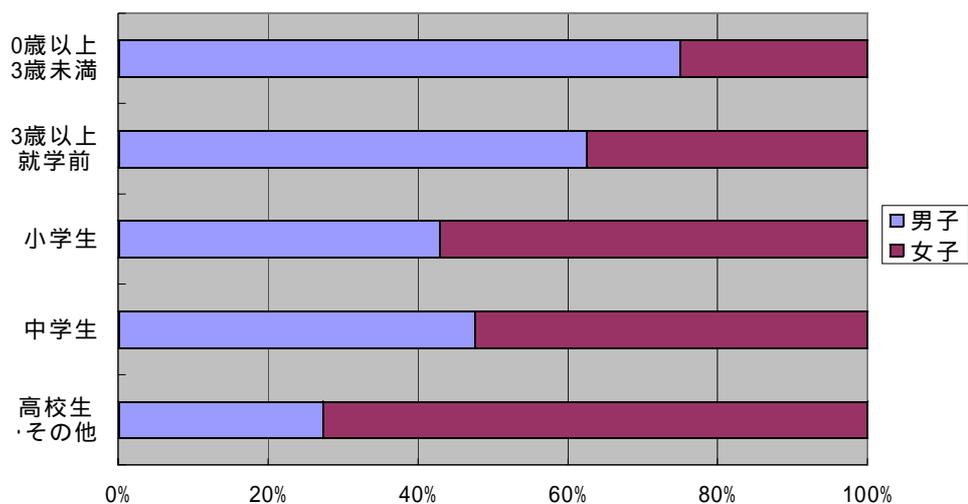
(1) 児童の性別と年齢別件数（資料9）

対象となった児童の男女比は、男子が45.8%、女子が54.2%である。

対象となった児童の年齢は、0歳以上3歳未満が5.6%、3歳以上就学前の児童が11.1%、小学生が38.9%、中学生が29.2%、高校生・その他が15.3%となっている。

（資料9）児童の性別と年齢別件数

年齢	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	比率
男子	3	5	12	10	3	33	45.8%
女子	1	3	16	11	8	39	54.2%
合計	4	8	28	21	11	72	100.0%

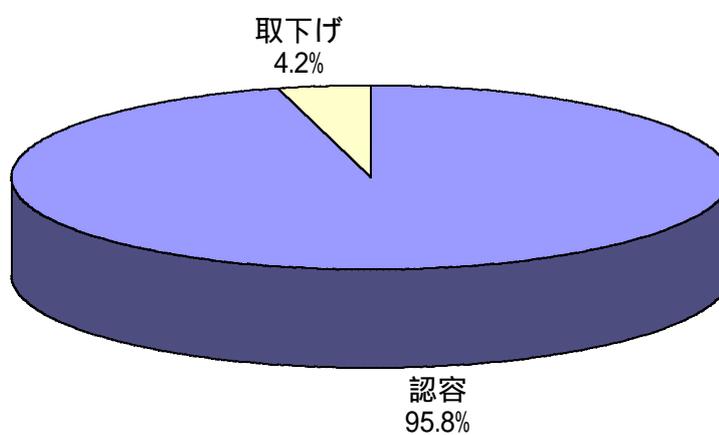


(2) 終局区分別件数 (資料10)

終局区分は、認容が95.8%、却下が0.0%、取下げが4.2% となっている。

(資料10) 終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	69	0	3	72



(3) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（資料 1 1）

児童福祉法 28 条 2 項事件の認容審判 69 件中，6 件について同法 28 条 6 項による都道府県への勧告がされている。

（資料 1 1）保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数

	総数	認容審判
		うち保護者に対する措置に関する 都道府県への勧告あり
件数	69	6

第3 特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分(資料12)

一時保護が加えられている児童について児童福祉法28条1項事件の申立てがあった場合において、家庭裁判所は、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について児童との面会又は通信を制限することができる(特別家事審判規則18条の2)。

司法統計(平成18年1月1日~12月31日)によれば、平成18年の特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分の新受件数は、7件であった。

(資料12) 特別家事審判規則18条の2による保全処分事件の新受・既済件数

	新受件数	総数	既済件数			
			認容	却下	取下げ	その他
平成17年	6	6	2	1	3	0
平成18年	7	5	1	0	2	2

平成18年は速報値である。